

8 循 環 第 2 5 4 号
令 和 8 年 5 月 2 8 日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長 様
愛知県衛生事業協同組合理事長

愛 知 県 環 境 局 長

建築物の解体時における残置物の適正処理について（通知）

建築物の解体時等における残置物の取扱いについては「建築物の解体時における残置物の取扱いについて（通知）」（平成 26 年 2 月 3 日付け環産産発第 1402031 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）等で周知されているとおり、その処理責任は当該建築物の所有者等にあります。

このため、残置物は建築物の所有者により、解体前にその用途、品目等に応じて一般廃棄物または産業廃棄物として適切に処理される必要があります。

しかしながら、今般、残置物が解体工事の元請けの産業廃棄物として取り扱われ、その処理を受託した産業廃棄物処理業者における処理の停滞を招き、火災等の一因となる事例が発生しました。

つきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った適正な処理が行われるよう、貴団体に所属する会員等への周知について御協力ください。

なお、一般廃棄物の処理については、排出場所の市町村までお問い合わせください。

担 当 資源循環推進課
産業廃棄物適正処理推進室
監視グループ

電 話 052-954-6238 (ダイヤル)

F A X 052-953-7776